

令和5年4月14日

保護者のみなさまへ

豊能町教育委員会

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

就学援助とは、経済的な理由により豊能町立小・中学校への就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を援助する制度です。

就学援助を希望される方は、認定基準がありますので、次の事項をお読みの上、お申込みください。

◎援助を受けられる方

○生活保護を受けている。

○前年度または当該年度において、次のいずれかに該当される方（以下、主な該当事項）

- ・生活保護が廃止または停止になった
- ・町民税が非課税または減免を受けた
- ・個人事業税の減免を受けた
- ・国民年金の保険料の全額免除または国民健康保険税の減免を受けた
- ・児童扶養手当の支給を受けた
（「児童手当」や「特別児童扶養手当」は該当しません。）

○前年中の家族全員の合算した所得が生活保護法による需要額に1.3を乗じた額以下の所得の方

《認定基準所得の例》

それぞれの家族構成や年齢等によって額が異なります。

令和5年4月1日現在の満年齢

家族構成	認定基準所得額の目安
3人家族（父30歳代、母30歳代、小学生）	約250万円以下
3人家族（父30歳代、母30歳代、中学生）	約268万円以下

※上記のほか、特別な事情により生活が困窮していて、就学援助を希望される方はご相談ください。

◎ご相談先 ⇒ 教育委員会（町ホームページにも記載しております）

◎提出先 ⇒ 学校もしくは教育委員会

◎申込期間 ⇒ 4月～5月（転入の方は転入後、速やかに申し込んでください。）
期間を過ぎても申込みはできますが、4月分からの支給ができない場合がありますので、お早めにご相談、お申込みください。
なお、令和5年度の最終申込期限は令和6年2月末です。

◎認定結果 ⇒ 審査の結果、認定された方には教育委員会より認定通知を送付します。
（7月頃）

◎就学援助費の額

(年額)

援助費の項目	小学校	中学校
学用品・通学用品費	1年 11,630円 2～6年 13,900円	1年 22,730円 2～3年 25,000円
校外活動費	日帰り 1,600円まで 宿泊 3,690円まで	日帰り 2,310円まで 宿泊 6,210円まで
新入学児童生徒 学用品費(注)	1年生 54,060円	1年生 63,000円
修学旅行費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
<p>※ 医療費については、法律に定められた疾病で、学校の健康診断時に治療の指示を受けた場合のみが、対象になります。他の制度(生活保護等)の無料で治療を受けられる場合を除いた場合の保護者負担分を援助するものとします。(全ての医療費が対象ではありませんので、病院に行かれる前に学校にご相談ください。)</p>		

(注) 入学前支給を受給した場合は、差額のみ支給

※ 就学援助費は、年3回(予定:8月、12月、3月)に分けてご指定の口座に振り込みます。

(問い合わせ)

豊能町教育委員会事務局
教育総務課 (Tel 739-3426)